児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第三十一条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当とする。

○厚生労働省告示第三百六号

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「」第二十条第一項の規定により適用される場合」を「」第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二条第一項」に、「場合を含む。）又は」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第一項を含む。）又は」に、「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合」を「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合を含む。）及び」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法を含む。）及び」に改める。

○厚生労働省告示第三百七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、次の各号に掲げる事業として行われる資産の譲渡等

一　法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又は同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業

二　第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。）のうち要介護者（法第七条第三項に規定する要介護者をいう。）又は要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。）以外の者であって、要介護状態等（同条第一項に規定する要介護状態又は同条第二項に規定する要支援状態（第五号において「要支援状態」という。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）となるおそれの高い状態にあると認められるもの（次号において「二次予防事業対象者」という。）に対して行う要介護状態等となることの予防のため必要な事業

三　栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）又は二次予防事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して配食を行う事業

四　居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

五　地域の実情に応じつつ第一号及び第二号に掲げる事業と一体的に行われることにより、居宅要支援被保険者等について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止（次号において「介護予防」という。）及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

六　居宅要支援被保険者等に対して介護予防のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前各号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

○厚生労働省告示第三百八号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第五号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成十八年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等

第四号イ中「行う事業」の下に「（介護保険法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業を除く。）」を加える。

○農林水産省告示第八百六十三号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

別表中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○国土交通省告示第三百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十一日　国土交通大臣　前田　武志

表久米島の項中「東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）」を削る。

表宮古島の項中「東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）」を削る。

表石垣島の項中「東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除き、宮古空港を経由するものを含む。）関西国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除き、宮古空港を経由するものを含む。）」を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十七号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、及び多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第九条第五項の規定に基づき、振興拠点地域基本構想の承認に当たっての基準の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年三月三十一日　国土交通大臣　前田　武志